

○一定の病気等による運転免許に係る行政処分執行要領の 制定について

(平成 29 年 3 月 10 日例規第 12 号)

この度、別添のとおり、「一定の病気等による運転免許に係る行政処分執行要領」を定め、平成 29 年 3 月 12 日から運用することとしたため、誤りのないようにされたい。

別添

一定の病気等による運転免許に係る行政処分執行要領

第 1 趣旨

この要領は、自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許に係る一定の病気等による行政処分に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 行政処分 一定の病気にかかっていること等を理由とする運転免許の取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転禁止等の処分をいう。
- (2) 行政処分審査官 行政処分の審査を行う県本部運転免許課（以下「運転免許課」という。）の警部補以上の階級にある警察官をいう。
- (3) 暫定停止 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 104 条の 2 の 3 第 1 項の規定による運転免許の効力の停止の処分をいう。

第 3 一定の病気に係る調査等

- 1 県本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する訓令（昭和 40 年県本部訓令第 12 号。以下「免許訓令」という。）第 28 条第 2 項の規定により作成された安全運転相談受理票（免許訓令様式第 16 号）の送付を受けた場合において、必要と認めるときは、当該安全運転相談受理票の相談対象者又はその主治医若しくは専門医に対し聴取を行うものとする。この場合において、当該相談対象者の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、臨時適性検査等検討対象者通報書（様式第 1 号）により通報するものとする。
- 2 運転免許課長は、法第 107 条の 4 第 2 項の規定により適性検査を受けた者について、当該者又はその主治医若しくは専門医に対し当該者の病状について聴取するものとする。この場合において、必要と認めるときは、措置命令書（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）別記様式第 22 の 3）を交付して必要な措置をとるよう命ずること。

第 4 聴聞

- 1 行政処分審査官は、第 3 の規定による聴取の結果及び審査表（様式第 2 号）により当該者が行政処分の基準に該当するかどうか審査するものとする。この場合におい

て、当該者が行政処分の基準に該当するときは、法第 104 条の 2 第 1 項の規定により聴聞を行うこと。

- 2 聴聞の通知は、聴聞通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下「聴聞等規則」という。）別記様式第 6 号）を送付して行うこと。
- 3 聴聞の主宰者は、聴聞終了後、聴聞調書（聴聞等規則別記様式第 13 号）及び聴聞報告書（聴聞等規則別記様式第 14 号）を作成してこれに記名押印し、公安委員会に提出すること。

第 5 一定の病気等による行政処分の執行

- 1 運転免許課長は、第 4 の規定による聴聞の結果、行政処分を行うことが決定されたときは、警察共通基盤システムに当該行政処分について登録するとともに、行政処分決定台帳（執行台帳）（運転免許の拒否、保留及び取消し、停止等に関する事務処理要領の制定について（平成 29 年例規第 10 号。以下「拒否等事務処理要領」という。）様式第 14 号）を作成すること。
- 2 運転免許課の行政処分担当者は、運転免許の効力の停止の処分を執行したときは、運転免許証の提出を受け、又は免許情報記録（法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の抹消を行い（当該処分の対象者が運転免許証及び免許情報記録個人番号カード（法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を有する場合にあっては、運転免許証の提出を受けるとともに、免許情報記録の抹消を行い）、運転免許証の提出を受け、運転免許課長に報告すること。
- 3 運転免許課長は、運転免許の取消し若しくは自動車等の運転禁止の処分を行うとき、又は運転免許の効力の停止の処分の対象者の不出頭等により当該処分を運転免許課において執行できなかったときは、行政処分書送付書（執行台帳）（拒否等事務処理要領様式第 15 号）、行政処分執行指示書（停止）（拒否等事務処理要領様式第 21 号）、行政処分執行指示書（取消）（拒否等事務処理要領様式第 22 号）又は自動車等の運転禁止処分決定通知書（様式第 3 号）及び運転免許取消処分書（規則別記様式第 19 の 3 の 3）、自動車等の運転禁止処分書（規則別記様式第 22 の 6）又は運転免許停止処分書（拒否等事務処理要領様式第 18 号）を当該処分の対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付すること。
- 4 前記 3 の規定により書類の送付を受けた署長は、行政処分を執行したときは、運転免許証の返納若しくは提出を受け、又は免許情報記録の抹消を行い（当該行政処分の対象者が運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、運転免許証の返納又は提出を受けるとともに、免許情報記録の抹消を行い）、運転免許課長に報告すること。この場合において、当該者が運転免許証の紛失、滅失等について申し立てたときは、理由書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規

則（昭和 40 年県公委規則第 6 号。以下「免許規則」という。）様式第 42 号）を提出させること。

- 5 前記 4 の規定により、運転免許証の返納を受ける場合及び免許情報記録の抹消を行う場合にあつては運転免許証等返納・抹消届（免許規則様式第 41 号）の提出を受け、これらを速やかに運転免許課長に送付することとし、国際運転免許証又は外国運転免許証の提出を受けた場合にあつては当該運転免許証の指定された場所へ運転禁止処分票（規則別記様式第 22 の 5）を添付すること。
- 6 運転免許課長は、前記 2 又は 4 の規定により行政処分の執行について報告を受けたときは、警察共通基盤システムに当該報告に係る処分について登録すること。また、前記 2 の報告に係る処分の対象者の運転免許証を関係書類とともに当該対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付するものとする。
- 7 署長は、前記 3 の規定により書類の送付を受けた場合において、行政処分の対象者（法第 107 条の 5 第 1 項の規定による自動車等の運転禁止の処分の対象者に限る。）が他の都道府県公安委員会の管轄する区域に住所地を変更していたときは、運転免許課長に報告するとともに、当該書類を送付すること。
- 8 運転免許課長は、前記 7 の規定により書類の送付を受けた場合は、当該都道府県公安委員会に処分移送通知書（規則別記様式第 22 の 4）及び行政処分に関する書類を送付すること。

第 6 認知機能検査等に係る審査

- 1 運転免許課長は、認知機能検査の実施に関する規程（平成 21 年県公委規程第 9 号）第 13 条第 1 項の規定により認知機能検査の結果について報告を受けた場合及び規則第 38 条の 4 の 7 において準用する規則第 38 条の 4 の 6 の規定により法第 108 条の 32 の 3 第 1 項第 3 号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「認定認知機能検査」という。）の結果について報告を受けた場合において、基準該当者（法第 102 条第 1 項に規定する基準該当者をいう。以下同じ。）が含まれているときは、当該基準該当者に対し臨時に適性検査を行い、又は医師の診断書の提出を命ずること。
- 2 行政処分審査官は、法第 101 条の 7 第 2 項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）、同条第 5 項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）、法第 102 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）、又は同条第 6 項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）について、適性検査の受検状況、高齢者講習の受講状況、認知機能検査若しくは認定認知機能検査の受検状況又は診断書の提出状況を確認するものとする。
- 3 前記 1 若しくは 2 の規定による適性検査若しくは医師の診断書により当該者が認知症（法第 90 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると認めるとき、又は前記 2 の規定による確認の結果、当該者が適性検査を受検し、高齢者

講習を受講し、認知機能検査若しくは認定認知機能検査を受検し、若しくは医師の診断書を提出しないことが明らかなときは、警察共通基盤システムに登録するとともに、当該者に対し行政処分の執行について通知すること。

第7 高齢運転者に係る行政処分の執行

- 1 運転免許課の行政処分担当者は、法第104条の2の3第3項の規定による運転免許の取消し又は効力の停止の処分を執行したときは、運転免許証の返納若しくは提出を受け、又は免許情報記録の抹消を行い（当該処分の対象者が運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、運転免許証の返納又は提出を受けるとともに、免許情報記録の抹消を行い）、運転免許課長に報告すること。この場合において、運転免許証の返納を受けるとき及び免許情報記録の抹消を行うときは運転免許証等返納・抹消届の提出を受け、速やかに運転免許課長に送付すること。
- 2 運転免許課長は、前記1の処分の対象者の不出頭等により当該処分を執行することができなかったときは、当該対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに当該行政処分に関する書類を送付するものとする。
- 3 前記2の規定による送付を受けた署長は、行政処分を執行したときは、運転免許証の返納若しくは提出を受け、又は免許情報記録の抹消を行い（当該行政処分の対象者が運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、運転免許証の返納又は提出を受けるとともに、免許情報記録の抹消を行い）、運転免許課長に報告すること。この場合において、運転免許証の返納を受けるとき及び免許情報記録の抹消を行うときは運転免許証等返納・抹消届の提出を受け、速やかに運転免許課長に送付すること。
- 4 運転免許課長は、前記1又は3の規定による報告を受けたときは、警察共通基盤システムに当該報告に係る処分について登録すること。また、前記1の報告に係る処分（運転免許の効力の停止の処分に限る。）の対象者の運転免許証を関係書類とともに当該処分の対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付するものとする。
- 5 運転免許課長は、認知症による行政処分の結果について、県本部生活保安課長に通報すること。
- 6 署長は、前記3の規定により提出を受け、又は前記4の規定により送付を受けた運転免許証を行政処分に係る書類とともに保管すること。

第8 仮運転免許に係る行政処分

- 1 職員は、仮運転免許を受けた者が法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する疑いがある（麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者である疑いがある場合を除く。）と認めたときは、仮免許取消事案発生報告書（様式第4号）により運転免許課長に速報するものとする。
- 2 安全運転相談員（免許訓令第28条第1項に規定する安全運転相談員をいう。）は、前記1の規定により速報された者の運転適性について面接、医師の診断書等により調

査し、安全運転相談受理票に診断書等を添付して運転免許課長宛てに送付するものとする。

第9 仮運転免許の取消処分の実行

- 1 運転免許課長は、第8の2の規定により送付を受けた安全運転相談受理票の相談対象者について法第106条の2第1項の規定による仮免許の取消しを決定し、又は法第106条の2第2項の規定による仮免許の取消しを決定されたときは、行政処分決定台帳（執行台帳）を作成し、当該処分の対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに行政処分書送付書（執行台帳）、処分決定通知書（様式第5号）及び仮運転免許取消し処分通知書（拒否等事務処理要領様式第27号）を送付すること。
- 2 前記1の規定により仮運転免許取消し処分通知書等の送付を受けた署長は、速やかに行政処分を執行するとともに、仮運転免許証返納届（拒否等事務処理要領様式第29号）により仮運転免許証の返納を受け、これらを速やかに運転免許課長に送付するものとする。
- 3 運転免許課長は、前記2の規定により送付を受けたときは、警察共通基盤システムに当該報告に係る処分について登録するものとする。

第10 暫定停止処分

- 1 所属長は、暫定停止の対象となる者を把握したときは、速やかに暫定停止事案発生報告書（様式第6号）及び臨時適性検査等上申書（免許訓令様式第19号）により運転免許課長へ報告することとする。
- 2 運転免許課長は、前記1の規定により暫定停止事案発生報告書及び臨時適性検査等上申書の送付を受けた場合において、当該暫定停止事案発生報告書に係る者が法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったと疑う理由がある場合（麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者である疑いがある場合を除く。）は、法第104条の2の3第1項の規定により暫定停止の処分を行うものとする。

第11 暫定停止処分手続

- 1 運転免許課長は、暫定停止の処分を執行するときは、当該処分の対象者に対し運転免許の効力の停止呼出通知書（様式第7号）により出頭の日時及び場所を通知すること。
- 2 出頭場所は、処分の対象者の住所地を管轄する署又は運転免許センターとする。ただし、当該処分の対象者が希望するときは、出頭場所を変更することができるものとする。
- 3 運転免許課長は、出頭場所を決定したときは、当該出頭場所の署長又は運転免許センター管理官に運転免許停止処分書及び行政処分執行指示書（停止）を送付すること。
- 4 暫定停止の処分を執行したときは、運転免許証の提出を受け、又は免許情報記録の抹消を行う（当該処分の対象者が運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有す

る場合にあっては、運転免許証の提出を受けるとともに、免許情報記録の抹消を行うこと。また、弁明の機会の付与について、弁明通知書（様式第 8 号）により通知すること。

なお、運転免許センターにおいて処分を執行したときは、当該処分に係る行政処分執行指示書（停止）及び提出を受けた運転免許証を当該処分の対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付すること。

- 5 暫定停止の処分の執行は、巡査部長以上の階級にある警察官又はこれと同等の職格にある警察行政職員が行うこと。
- 6 運転免許証は、行政処分執行指示書（停止）とともに住所地を管轄する署で保管するものとする。

第 12 弁明の機会の付与

- 1 運転免許課長は、暫定停止の処分を行ったときは、当該処分を執行した日から起算して 5 日以内に当該処分の対象者に対し弁明の機会を付与すること。
- 2 弁明が口頭により行われたときは、弁明を録取した職員が、弁明調書（様式第 9 号）を作成し、これに記名押印しなければならない。

第 13 暫定停止の解除

- 1 署長及び運転免許センター管理官は、暫定停止の処分を受けた者が適性検査の結果等により暫定停止の処分の対象とならないと認めるときは、速やかに運転免許課長に報告するものとする。
- 2 運転免許課長は、前記 1 の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る者が暫定停止の処分の対象とならないことが明らかであると認めるときは、暫定停止の処分を解除し、当該者に対しその旨を運転免許の効力停止処分解除通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

第 14 処分書等の訂正

- 1 行政処分の対象者の住所変更等により行政処分に係る書類（以下「処分書等」という。）の記載内容を訂正するときは、削除する部分を二重線で削除し、その上に訂正する文字を記載するものとする。
- 2 公安委員会の決定に基づく処分書等の訂正部分にあっては静岡県公安委員会公印規則（昭和 62 年県公委規則第 4 号）別表 1 に規定する 11 号印を、静岡県警察本部長の決定に基づく処分書等の訂正部分にあっては静岡県警察公印に関する訓令（平成 13 年県本部訓令第 25 号）別表に規定する交通反則通告書の訂正及び運転免許の保留、効力の停止等の処分に関する処分書の記載事項の訂正並びに仮運転免許証備考欄に使用する静岡県警察本部長印を使用し、押印するものとする。

第 15 処分の執行依頼

- 1 行政処分の対象者が他の都道府県公安委員会の管轄する区域に住所地を変更した場合は、当該都道府県公安委員会へ処分書等の関係書類を送付し、処分の執行を依頼するものとする。
- 2 運転免許課長は、他の都道府県公安委員会から行政処分の執行の依頼を受けたときは、処分書等を運転免許の行政処分（暫定停止）執行通知書（様式第 11 号）とともに、当該処分書等に係る者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付するものとする。
- 3 署長は、前記 2 の規定により処分書等の送付を受けた場合は、第 5、第 7、第 9 及び第 11 から第 16 まで（第 15 を除く。）の規定に準じて行政処分、弁明の機会の付与等を行うものとする。

第 16 処分の執行不能に係る措置

署長は、行政処分の対象者の所在不明、死亡、県外への転出等により行政処分が執行できないときは、運転免許の行政処分執行不能について（拒否等事務処理要領様式第 24 号）に処分書等を添付し、運転免許課長宛てに送付するものとする。

第 17 手配

- 1 所在不明、不出頭等により行政処分を執行することができない者については、運転免許課において手配登録を実施するものとする。
- 2 職員は、手配者を発見したときは、運転免許課長に報告し、指示を受けるものとする。

第 18 運転免許証の返還等

1 運転免許証の返還等

運転免許の効力の停止の処分期間が満了した場合には、次により措置するものとする。この場合において、運転免許証を返還するときは、行政処分執行指示書（停止）の免許証返還日欄に返還年月日の記載及び受領者欄に署名又は押印を受けること。

(1) 処分を受けた者が、処分執行時に運転免許証のみを有する者であった場合

ア 当該者が運転免許証の返還のみを希望した場合

当該者に対して運転免許証を返還すること。

イ 当該者が運転免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合

当該者に対して運転免許証を返還するとともに、その者から特定免許情報記録申請書（規則別記様式第 17 の 2）の提出を受け、特定免許情報を記録すること。

ウ 当該者が特定免許情報の記録及び運転免許証の返納を希望した場合

当該者から運転免許証を返納する旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出を受け、特定免許情報を記録すること。

(2) 処分を受けた者が、処分執行時に運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者であった場合

ア 当該者が運転免許証の返還のみを希望した場合

前記(1)アの措置を講ずること。

イ 当該者が運転免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合
前記(1)イの措置を講ずること。

ウ 当該者が特定免許情報の記録及び運転免許証の返納を希望した場合
前記(1)ウの措置を講ずること。

(3) 処分を受けた者が、処分執行時に免許情報記録個人番号カードのみを有する者であった場合

ア 当該者が特定免許情報の記録のみを希望した場合

当該者から特定免許情報記録申請書の提出を受け、特定免許情報を記録すること。

イ 当該者が特定免許情報の記録及び運転免許証の交付を希望した場合

当該者から運転免許証の交付を受ける旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出を受け、特定免許情報を記録すること。

ウ 当該者が運転免許証の交付のみを希望した場合

当該者から運転免許証交付申請書（規則別記様式第 17 の 5）の提出を受け、運転免許証を交付すること。

2 国際運転免許証等の返還

自動車等の運転禁止の処分期間が満了したことにより、国際運転免許証又は外国運転免許証を返還するときは、自動車等の運転禁止処分決定通知書の免許証返還日欄に返還した年月日の記載及び受領者欄に署名又は押印を受けること。

なお、法第 107 条の 5 第 6 項の規定により自動車等の運転の禁止の処分を受けた者が、当該処分の期間中に国際運転免許証又は外国運転免許証の返還を請求したときは、返還手続を行うものとする。

第 19 細目的事項

この要領に定めるもののほか、一定の病気等による運転免許の行政処分に関し必要な事項は、運転免許課長が別に定める。